



A L P S CAREER

<シリーズ連載：今求められるキャリア開発 第24回>

公務員へのきつかけと なった社労士への挑戦

社会保険労務士資格取得の契機

大学卒業後、日立に入社し首都圏支社総務部勤労グループ（現在の本社・首都圏事業本部）で人事業務に携わったことが社会保険労務士（以下、社労士）資格取得の契機となりました。当時は総務部全体で資格取得推進運動が盛んであり、先輩方の多くは衛生管理者など総務系の資格を有していました。しかし私の保有資格といえば中学の時に取得した英検準二級やスキー検定など、いずれも総務とは直接関連性のないものばかり……。そればかりか人事業務に従事しているのにもかかわらず、当該業務に関する法律的知識は皆無でした。「何か資格を取得しなければ……」そこで思いついたのが社労士でした。

社労士の所掌業務

その1…社会保険関係

一般的に社労士は人事・労務のエキスパートとして知られていますが、その所掌業務は社会保険関係、労働関係に大別されます。その双方とも私たちが社会人として生きていく以上、意識的に或いは無意識的に関係する分野です。

まず第一に社会保険関係についてですが、わが国は憲法第二五条第一項で国民の生存権を保障し、第二項で国家の社会保障政策の義務を明示している福祉国家である以上、社会保険は私たちの生活の中で重要な意義を持ちます。そのひとつとして近年の一連の年金問題でクローズアップされている国民年金が挙げられます。国民年金は民間サラリーマンや私たち公務員が第二号被保険者と

加山 雄太

神奈川県教育委員会教職員課
社会保険労務士三田会会員

Profile

【かやま ゆうた】1980年神奈川県生まれ。慶應義塾高等学校、慶應義塾大学法学部を卒業後、2003年日立に入社し、総務部勤労グループで人事を担当。2004年度社会保険労務士試験に合格。2006年神奈川県庁に入庁し、神奈川県教育委員会教職員課で教職員の給与、予算・執行業務を担当。休日に友人とともに料理教室に通う28歳。現在、恋人募集中。

社労士の所掌業務

その2…労働関係

して、またその被扶養配偶者が第三号被保険者として加入するのみならず、日本国内に住所を有する二〇歳以上六〇歳未満の者であれば第一号被保険者として加入し、老齢・障害・死亡について国民一人ひとりに基礎年金を支給するという、いわば全国民強制加入の年金です。その意味で私たちがこの国で暮らしていく以上は避けて通ることができません。

第二に労働関係についてですが、そのひとつとして労働基準法という法律が挙げられます。例えば私たちが学校を卒業し、社会人として企業や役所で働く際、使用者と労働者との間で労働時間や賃金などの労働条件を定める労働契約を

図1 1週間のタイムテーブル（繁忙期でない時期）

平日	6:00 起床	9:00	12:00	17:30	21:00 帰宅	22:00	22:30	25:00 就寝
	朝食・通勤	会社		残業	夕食風呂	休憩	勉強	
土曜日	8:00 起床	10:00	16:30	18:00 帰宅	20:00	22:00	25:00 就寝	
	朝食など	予備校		夕食風呂	休憩	勉強		
日曜日	8:00 起床	10:00	18:00 帰宅	20:00	22:00	24:00 就寝		
	朝食など	会社関連のイベントなど (ない場合は勉強・休憩)		夕食風呂	休憩	勉強		

締結します。それを規定しているのが労働基準法という法律です。本来、労働条件の決定は市民法の原理に従えば、契約自由の原則により、使用者と個々の労働者との間の自由契約に委ねられることとなります。しかしながら使用者と労働者との間にはパワーバランスの上で大きな物理的格差が存在するため、労働条件の決定を自由契約に委ねれば労働条件は劣悪化し、私たち労働者の生存すら脅かされることとなります。わが国に根強く残る封建的労働悪慣行により労働者が虐げられてきた長い歴史がわが国にはあるのです。そうした歴史を鑑み、制定されたのが労働基準法です。労働基準法はわが国の憲法において掲げられている生存権保障、法の下での平等といった憲法上の原理を労働関係の場面で具現化し、私たち労働者が人間らしい生活を営むことを実現するための法律です。その意味で社会人として仕事をする以上、決して軽視することはできません。

千里の行は一歩のゆめ

このように社会保険関係、労働関係

の二分野は私たちの生活に密着していますが、大学を卒業するまでの私はこのことを全く意識していませんでした。そうした中、日立に入社し、ことさらに人事業務に従事していたのにもかかわらず、

業務に関する法的知識をほとんど有していませんでした。この不甲斐ない自分に気付いたことが私にとって人生の大きな転機になりました。

日立の総務部勤労グループでは課長職以上の人事異動及び採用業務を担当していましたが、業務を無批判的に処理し、日々の仕事に埋没するのではなく、業務の根底にある法律に関する知識に精通することで仕事に対する理解も深まるのではないかと考えました。情報収集した結果、私が管掌する業務を含めて、人事・業務の分野を網羅する資格が社労士であったため、会社勤めをする傍ら予備校に通い、社労士を目指して勉強することを決意しました。これが社労士資格取得の第一歩となりました。

かつて古代ギリシアの哲学者ソクラテスはこう言いました。「無知の知」……即ち自らの無知を自覚することが真の認識に至る道の第一歩であるということです。人事業務に従事しているにもかかわらず、その根底にある法律の知識を何も知らない自分に気付き行動に移したことが、社労士資格取得の大きな原動力になったと思っています。

**社労士試験合格への道
「その1」…仕事と勉強の両立」**

社労士試験合格を目指す上で、社会人である私にとって最大の難関はまさに



仕事と勉強の両立でした。これは私のみならず現役勤労者が社労士試験に挑む際には必ず乗り越えなければならぬ最大の壁です。余剰時間のある学生時代なら朝から晩まで勉強することも可能ですが、社会人である以上、通常平日は仕事をしているわけですからそうはいきません。

資格を目指す場合、一般的に独学もしくは予備校という二つの方法が存在しますが、私は予備校に通い、土曜日集

中の初習者コースを受講……予備校に通い始めてからは私を取り巻く生活環境が一変しました。まず、私は社労士試験受験生であると同時に社会人ですから平日は仕事をしていますし、当然残業もあります。また、会社での人間関係も大切にしたいと考え、休日に開催される会社のイベントもそれが日曜日ならばなるべく参加するように努めていました。さらに、予備校に通うにしても指定された曜日に行つて勉強するだけでは当然合格レベルに達することは難しく、「継続は力なり」という言葉にもあるとおり、合格するためには毎日学習時間を捻出し日頃から研鑽に励むことが重要です。業務が繁忙期でない時期の一週間のタイムテーブルは概ね図1の通りです。

社労士試験合格への道 その2…各科目合格最低点の裏

「その1」は日常生活面からのアプローチでしたが、ここでは試験制度面からの切り口でお話しをさせていただきますと思います。

一般的に社労士試験が難関試験として位置づけられる所以は、概ね一〇%未満という合格率の低さ及び科目数の多さにあると言われますが、私自身、試験制度面での最大の難関は各科目ごとに設定されている合格最低点であると考えています。

まず、試験は選択式試験と択一式試験で構成されており、試験ごとの科目は図2の通りです。

一問各一点で選択式・択一式試験ともに合格基準点は概ね六〇七割ですが、「選択式は各科目三点以上、択一式は各科目四点以上」という合格最低点（いわゆる「あしきり」）が設定されています。つまり合計一五科目（選択式八科目＋択一式七科目）全てにおいて合格最低点をクリアしなければならず、一科目でも合格最低点に満たなければ、他科目が満点でも不合格となってしまいます。この「あしきり」があるがために、何年も不合格となってしまう受験生が数多くいるようです。社労士試験においては「得意科目を作ることよりも苦手科目を作らないこと」に主眼を置いて学習に取り組むことが重要であると思います。

悲願の社労士試験一発合格！

このように、社労士試験を突破するには乗り越えなければならない様々な壁がありますが、仕事に倒れて病院に搬送

図2 試験ごとの科目

	科目	選択式	択一式
労働関係諸法令	労働基準法及び労働安全衛生法	5問	10問
	労働者災害補償保険法 (労働保険料徴収法含む)	5問	10問
	雇用保険法 (労働保険料徴収法含む)	5問	10問
一般常識	労務管理その他の労働に関する一般常識	5問	10問
	社会保険に関する一般常識	5問	
社会保険 関係諸法令	健康保険法	5問	10問
	厚生年金保険法	5問	10問
	国民年金法	5問	10問

された時には正直、断念しようかと考えました。ただ、そこであきらめればそれまでの努力が水泡に帰すことになってしまったため、試験勉強を続行することを決意しました。その結果、平成一六年度社労士試験に一発合格を果たすことができました。インターネットでの合格発表の際、自分の受験番号を目にした時は、歓喜のあまり全身が震えたことを今でも鮮明に記憶しています。

私が一度目の挑戦で試験への合格を果たせた理由のひとつは社労士そのものに興味を持てたことです。「好きこそものの上手なれ」という言葉にもあるよう

に、会社での業務内容に直結する社労士に興味を抱き、自ら能動的に行動に移したことが合格に繋がったと考えています。自らの積極的意思で資格取得を決意したのであれば、たとえ苦難に遭遇したとしても、それを乗り越えることができるはずですが、資格取得の動機は人から与えられるものではなく、自ら生み出すものだと私は思っています。

二つ目は家族の支えがあったことです。試験合格までの長く険しい道程の中では艱難辛苦、様々な思いがありました。そうした中、一番身近にいる家族が生活面、精神面で支えてくれたことが私にとって大きな励みになりました。家族の支えなしでは試験合格は到底実現し得なかったと思います。

三つ目は良き師に出会えたことです。予備校時代に私のクラスを担当した先生は独自の暗記術を提唱して下さっただけでなく、白熱した講義、親身な指導で私の心を揺り動かしました。時には優しく、時には厳しく、先生のメリハリのある授業を受け続けたことで資

格試験に対するモチベーションを維持することができ、社労士試験合格という栄冠を掴み取ることができたと思っています。

このように紆余曲折を経て社労士試験合格という大願成就を果たした私ですが、私はこれを契機として人生の大きな転機を迎えることになりました。

人生の転機
〜民間から公務員へ〜

社労士試験に合格した私は大きな達





筆者近影

神奈川県で仕事をしたいと考えて転職を
決意し、公務員試験の勉強に着手しま
した。そして神奈川県職員1種行政採
用試験に合格し、平成一八年四月に神
奈川県庁に入庁しました。

神奈川県庁での仕事

神奈川県庁に入庁した私の最初の配
属先は神奈川県教育委員会教職員課で
した。教職員課は教職員の採用・人事・
給与を所管する人事主管課です。前職
でも人事担当でしたから業務的には関連
性がありますが、約五万人の給与を所管
しているため前職とは比較にならないほ
ど業務量の多い部署です。

私の事務分担当は一、二年目が給与で、
三年目の今は課の予算・執行を担当し
ています。二年目には社会保険を担当
させていただいたので、社労士試験で身
につけた法律の知識が役立ち、実際の
業務の場で資格を役立てることができま
した。まだ入庁して三年目なので、先
輩や上司の方々に助けられ迷惑をかける
ことも多いですが、少しでも成長できる
よう、自分なりに毎日一生懸命仕事に
取り組んでいます。

社労士資格の活かし方

社労士は人生の様々な局面で活用可
能な資格だと思います。まず第一は、仕
事をする上で大きな手助けとなります。

例えば私の勤務先である神奈川県庁には
労働センターという部署があり、県民か
らの労働相談に応じていますが、社労士
の有資格者として労働基準法などの法
律に精通していれば業務遂行の一助とな
るでしょう。また、その他の部署であつ
ても、社労士の所掌業務の範疇は広い
ため、資格を取得するために会得した知
識が役立つ場面は多いと思います。

第二は自己防衛手段のひとつになりま
す。端的に言えば、自分自身やその家
族を守るための手段になるということ
です。前述の通り日本が福祉国家である
以上、私たちの日常生活は社会保障制
度の上に成り立っています。私たちは社
会保険や労働保険に加入し、怪我や病
気の際は健康保険の適用を受けて病院
で診療を受け、会社を退職すれば雇用
保険の適用を受けて基本手当を受給し、
歳をとれば年金を受給します。その際、
法律に関する知識の有無によって結果が
大きく異なる場合が十分にあり得ます。
「法律は権利の上に眠る者は保護しない」
という言葉にもあるように、自分自身や
家族が加入する社会保障制度に関する
知識を多少なりとも身につけておくこと
で、安心して暮らせるような環境作りが
できるのだと思います。

第三に人の手助けをするツールになり
得ます。手助けといっても国民を守ると
いったようなマクロなものではなく、もつ

成感を得ました。それは単に難関試験を
踏破したという形式的なものではなく、
自ら好奇心を持った分野に能動的に取
り組み、満身創痍に陥りながらも合格を
勝ち取ったという、今までに味わったこ
とがない内面的な達成感です。そしてそ
の資格をそれまで以上に活かすことで
きる場を模索するようになりました。そ
の答えが公務員でした。

一般的に法律、予算の範囲内で業務
を遂行し、国民に行政サービスを提供
するのが公務員です。例えば社会保険
事務所では社会保険関係法令を根拠と
して国民からの相談に応じるなどの行政
サービスを提供しています。それゆえ法
律に関する知識は公務員として業務に携
わっていく中で大きな助力となります。
私の場合、神奈川県に生まれ育ったので、

とミクロな部分で役立ちます。例えば私は近隣の方々に年金について尋ねられることがあります。その際、自分の法律に関する知識を自分の言葉で伝え納得して頂いた時には、微力ながら人の役に立つことができたのだと感じます。資格あつての人ではなく、人あつての資格であり、人の役に立つてこそ、その資格は重要な意義を持つのだと思います。

おわり
〜私と社労士〜

大学卒業以降、私を取り巻く環境は目まぐるしく変化しました。それは人から与えられたものではなく、自ら望んだものでした。今こそ変わり始めてはいるものの、年功序列・終身雇用といった日本古来の伝統的雇用慣行がある中で、ひとつの組織に生涯貢献し定年を迎えるという生き方も大変立派な生き方であると思います。ただ、私はあえてその選択をしませんでした。それは人から選ばされたものではなく自ら選んだ道でした。

今思えば、大学卒業当時は今のこの私があるうとは夢にも思いませんでした。では今の私があるのは何故か……：そのきっかけを与えてくれたのが社会保険労務士という資格でした。日立在職時に社労士試験を目指すことを決意して予備校に通い始め、試験に合格したことが公務員への志望動機に繋がりました。そ

して公務員試験に合格し、今の私がここにいます。

その過程の中で、予備校時代には様々な友人に出会い、神奈川県庁に入庁したことで同期、先輩、上司の方々に出会い、そうした人々を通じてまたいろいろな人に出会うことができました。一期一会の大切な出会いです。社労士は幅広い知識や、誇り、自信という恩恵を享受してくれただけでなく、大切な宝物を授けてくれました。それは私にとってかけがえのない財産です。

人は長い人生の中で幾度か岐路に立たされることがあります。そして、その

時、その瞬間、自分にとって最善の道を選択します。複数ある未来の選択肢の中から一本の糸を紡いでいきます。その連鎖が人生だと思えます。これから先、人生という長い道の中では様々な出来事が待っていて、泣いたり、笑ったり、時には怒ったり……ただ、人生の転機を迎えた時、選ぶのは他の誰でもなく、他ならぬ自分自身です。選ぶのが自分自身であるからこそ、悔いのない選択をしたいと思えますし、また、自分が選んだこの道を胸を張って歩んでいきたいと思えます。そして今の自分が最も輝いていられるよう、私はその瞬間、瞬間を精一杯生き続けたいと思えます。

